# 「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」設置要綱

令和6年4月1日制定(建設局長決裁)

(名称)

第1条 この会は、「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

## (趣旨)

- 第2条 検討会では、持続可能な生活道路における除排雪の在り方等について検討する ために、幅広い見地からの意見聴取及び意見交換を行うことを目的とする。
- 2 検討会は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

### (組織)

- 第3条 検討会の委員は、専門知識を有する者、その他雪対策室長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員は、やむ得ない事情により検討会に出席できないときは、事前に雪対策室長の 了承を得たうえで、代理の者を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和7年3月28日までとする。

### (座長)

- 第5条 検討会に座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は、検討会の議長となり、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務 を代理する。

#### (検討会)

第6条 検討会は、必要の都度建設局長が招集する。

## (謝礼)

- 第7条 検討会に出席した委員に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に 規定する附属機関の委員の報酬日額を支給する。
- 2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

# (庶務)

第8条 この要綱に定めるものの他、検討会に関する庶務は、建設局土木部雪対策室事 業調整担当課において行う。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、建設局長が定める。

#### 附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。